

令和5年5月9日

保護者各位

県立西崎特別支援学校

校長 呉屋 光広

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う学校の対応について（お知らせ）

平素より、本校教育及び学校における感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
みだしのことについて、文部科学省及び県からの通知に基づき、本校の対応を下記の通りと致します。  
つきましては、下記の事項へのご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の感染症対策について

- ・ 家庭との連携による幼児児童生徒の健康状態の把握を行います。  
（健康観察シートの提出は不要となります。健康状態を確認して登校をお願いします。）
- ・ 教室等において適切な換気を行います。
- ・ 手洗いなどの手指衛生や咳エチケットの指導を行います。  
※ 学校教育活動においては、「マスクの着用」を求めないことを基本とします。  
※ 学校給食場面においては、「黙食」指導は行いません。  
※ スクールバス利用時は、マスクの着用の協力をお願いします。

#### 2. 登校基準について

- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養する。
- ・ 同居家族に新型コロナウイルス陽性者がいる場合は、学校まで連絡を下さい。  
（家族での感染対策等の状況によっては登校を控えていただく場合があります。）

#### 3. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の欠席等について

- ・ 幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の欠席は、出席停止扱いとします。
- ・ 新型コロナ感染症に係る出席停止の期間の基準は、「発症日を0日として5日を経過かつ症状軽快から24時間経過するまで」となります。

#### 4. 感染拡大防止のための臨時休業等の判断について

- ・ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、感染が拡大しないよう県教育委員会や学校医の助言等を踏まえて学級閉鎖や学年閉鎖、学校全体の臨時休業を行う場合があります。

#### 5. その他

- ・ 県からの通知及びガイドライン等については本校HPでご確認ください。